

○ 自主防犯パトロール車両に係る軽自動車税の課税免除について

(平 21・1・20 各区長あて副市長名)

専ら地域の自主的な防犯活動の用に供される軽自動車については、地域の自主的な防犯活動を通じて市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に資するものであり、高い公共性が認められることから、京都市市税条例第69条第6号の規定に基づき、下記により当該軽自動車に係る軽自動車税を課税免除することとしたので、適切な事務処理を行うよう通達します。

記

1 課税免除の対象車両

青色回転灯を装着した専ら自主防犯パトロールの用に供する軽自動車で、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする

- (1) 京都府警察本部長が発行する青色回転灯を装着して適正に自主防犯パトロールを実施できる団体であることの証明書において、使用自動車として記載されており、かつ、本市の区域内の地域をパトロール実施区域としているもの
- (2) 青色回転灯が装備されているもの
- (3) 警察署等において使用するパトロール車両と同様の白黒色の塗装（シール等容易に変更できるもの及び企業等の名称が塗装されているものは不可）を車体全体に直接施したもの

2 適用年度

平成21年度分から